

「国立公園管理計画」の位置づけについて

□ 管理計画とは

各国立公園ごとに、公園管理（風致景観の維持、普及啓発の推進など）に関する方針を定めるもので、自然公園法に基づく許認可の審査基準としても位置づけられている。

法に基づく計画ではなく、「国立公園管理計画作成要領について」（昭和 55 年 7 月 21 日環境庁自然保護局長通知）を策定の根拠としている。

□ 管理計画の内容

定める内容は、概ね次の 7 項目となっている。ただし、地域性や社会条件の特性に応じ、特定の項目について重点的に作成してもよいとなっていることから、計画ごとに記述内容に濃淡がある。

- (1) 管理の基本的方針
- (2) 風致景観の管理に関する事項
- (3) 地域の開発、整備に関する事項
- (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項
- (5) 利用者の指導等に関する事項
- (6) 地域の美化修景に関する事項
- (7) その他国立公園の適正な保護と利用の推進を図るために必要な事項

□ 国立公園計画との関係

国立公園の区域線や、特別地域・普通地域等の地種区分、歩道・避難小屋等の利用施設計画、立入を制限する地区の指定などは、自然公園法に基づく国立公園計画により定められている。

管理計画は、国立公園計画に定められた内容を前提として、より具体的な公園管理の方針を明文化していくものであり、国立公園計画の内容を超えて拘束力を持つものではない。

□ 策定状況

管理計画は国立公園ごと、あるいは当該公園の地理的区分としての地域ごとに作成することとなっており、現在までに 28 のすべての国立公園において、1～12 の地域に区分した上で策定されている。策定を終えてから年数を経た地域については、改定作業を順次進めているところである。

大雪山国立公園では、公園区域全体を 1 地域として、平成 5～7 年に最初の管理計画策定作業を行ったままとなっており、今回の改定作業は最初の見直しとなる。